

31年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存在 存否 応答 拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R2. 2. 17	R2. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・総行国第439号及び外地連合第01079号 地方公務員の海外渡航について（通知）（平成24年11月1日付） ・地連合第1076号 平成31年度「地域の魅力発信セミナー」及び「地方視察ツアー」への事業参加の希望調査について（平成30年9月13日付） ・地連合第592号 令和2年度「地域の魅力発信セミナー」及び「地方視察ツアー」への事業参加の希望調査について（令和元年9月9日付） 	24	1														政策企画局外務部企画課	
2	R2. 2. 17	R2. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・総八条合第170号 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣による地方公共団体の長に対する情報提供の求めに関する実施要領」の送付について（平成26年2月21日付） ・領政合第21号 海外における安全対策（外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録のお願い）（平成28年1月8日付） ・領政合第996号 地方公務員の海外渡航の際の「たびレジ」登録の励行について（依頼）（平成28年9月23日付） ・地連合第1080号 外務省ホームページ内「グローバル外交ネット」掲載事項更新のための調査協力依頼について（平成30年9月14日付） ・国協企合第1570号 2018年（暦年）我が国の開発協力実績集計にかかる協力依頼について（平成30年12月17日付） ・報文交流合第377号 「対日理解促進交流プログラム」実施に際しての協力依頼について（平成31年4月2日付） ・国協企合第1105号 2019年（暦年）我が国の開発協力実績集計にかかる協力依頼について（令和元年12月10日付） 	227	1									1				<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領第2の2の表に記載の情報は、公にすることにより、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律その他の関連法令の適切な実施に支障が生じ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・実施要領照会先に記載の担当者は、争訟に係る事務に携わっており、担当者名を公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・外務省事務担当課の直通電話番号、内線番号、FAX番号、及びメールアドレスは、限られた一定の者に対してのみ明らかにされている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の連絡が大量にあるなど、当該事務担当課の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・外務省職員メールアドレスは、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信され、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 	政策企画局外務部企画課	
3	R2. 2. 17	R2. 3. 31	外務省通知			1									1			本通知の件名及び内容は、公にすることにより、その性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	政策企画局外務部企画課	
4	R2. 2. 16	R2. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・工程表（業務完了時） ・中間報告書 ・中間報告書要旨 ・概要説明資料（中間報告時成果物） ・分析資料集（中間報告時成果物） ・最終報告書 ・リーフレット ・最終報告書要旨 ・概要説明資料（最終報告時成果物） ・分析資料集（最終報告時成果物） 	1183	1														政策企画局計画部計画課	
5	R2. 2. 16	R2. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・委託完了届 ・納品書 ・実施計画書 ・委託着手届 ・委託契約書 ・30財契二契第195号の2 ・30財契二契第195号 ・30政計第89号 ・打合せ議事録（中間報告時成果物） ・打合せ議事録（最終報告時成果物） 	145	1									1	1	1	1		<ul style="list-style-type: none"> （7条2号）委託事業者に属する担当者の氏名、学歴・経歴、電話番号、FAX番号、メールアドレスは、特定の個人を識別することができるため （7条3号）有識者との打ち合わせは公にすることを前提とせず、自由に意見を聴取したものであり、公にすることにより、事業を営む有識者個人の事業経営上の地位その他社会的な信頼関係が損なわれ、今後の各種協力を得られなくなるなど事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条4号）印影を公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号）予定価格を公にすることにより、今後の同種の契約において、東京都の契約の価格設定が明らかとなり、その結果、応札金額の高騰につながり、東京都の財産上の利益を不当に害されるおそれがあるため。契約目録額、積算内訳金額を公にすることにより、今後の同種の契約において、東京都の契約の設定単価等の算出方法が明らかになり、その結果、応札金額の高騰につながり、東京都の財産上の利益を不当に害されるおそれがあるため。有識者との打ち合わせは公にすることを前提とせず、自由に意見を聴取したものであり、公にすることにより、都と有識者との信頼関係が損なわれ、今後の各種協力が得られなくなるなど都の適正な事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。 	政策企画局計画部計画課